

鴨川市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鴨川市有料広告掲載要綱（平成19年鴨川市告示第61号。以下「要綱」という。）第3条の規定により、市ホームページに広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 市が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWebページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横120ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG形式（アニメーションGIFを除く。）
- (3) 容量 10キロバイト以内

2 前項に定める規格と異なる規格については、別に定める。

(禁止事項)

第5条 バナー広告では次に掲げる表現を禁止する。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
ウ ラジオボタン（あたかも選択ができるような誤解を与えるもの）
エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのように誤解を与えるもの）
- (2) 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの
ア 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
イ 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが市の事業であると錯覚しやすいもの

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、市長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

3 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。ただし、最長6月間とし、年度を越えないものとする。

(広告掲載の募集)

第8条 広告の募集は、市ホームページ及び広報かもがわ等の広報印刷物で公募することとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠の空き状況に応じて行うことができるものとする。

3 市長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(掲載申込み)

第9条 申込者は、鴨川市ホームページ広告掲載申込書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし市税等の滞納がある者は、申込みをすることができない。

(1) 業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等)

(2) 広告画像を印刷したもの

2 申込みの締切りは、掲載希望月の前月5日までとする。

3 申込みをすることができる広告枠は、一の個人、法人又は団体につき1枠とし、同一の個人、法人又は団体が同一期間中に複数の広告枠に広告を掲載することはできないものとする。

(掲載の決定)

第10条 市長は、前条の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、要綱第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに条件等について鴨川市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(別記第2号様式)により申込者に通知するものとする。

3 市長は、申込者が第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。この場合において、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有しているもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業又は事業を営む個人で市内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は事業を営む個人等

4 前項の規定によっても、申込者が枠数を超えるときは、抽選とする。

(広告画像データの作成及び提出)

第11条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告画像データを市長が指定する期日までに、企画総務部総務課秘書広報室広報広聴係に提出するものとする。

2 広告画像データは、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(掲載料)

第12条 広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、別表のとおりとする。

2 広告主は、掲載料を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第13条 広告の内容、デザイン等については、市及び市ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議すること。

(広告内容等の変更)

第14条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のページ内容等が法令に違反しているとき、

若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第15条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告画像のデータの提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により掲載を取り消したときは、鴨川市ホームページ広告掲載決定取消通知書(別記第3号様式)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げ場合は、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は返還しない。

(掲載料の返還)

第17条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理を完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第19条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに企画総務部総務課秘書広報室広報広聴係に連絡するものとする。

(免責事項)

第20条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては、当該停止に係る掲載料の返還、損害の補償等を市に請求することができない。

- (1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等に伴う停止
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災
- (3) 悪意を持つ第三者によるサーバーその他市のコンピュータへの不正アクセス

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

この要領は、平成19年11月9日から施行する。

この要領は、平成20年10月27日から施行する。

この要領は、平成24年6月13日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月12日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

掲載料

掲載位置	区分	1 枠当り 掲載料
トップページ	広告主（所在・住所）が市内	月額 10,000円
	広告主（所在・住所）が市外	月額 15,000円

鴨川市長

住 所

会社・団体名

代表者職・氏名

鴨川市ホームページ広告掲載申込書

鴨川市ホームページへの広告掲載について、「鴨川市有料広告掲載要綱」及び「鴨川市ホームページ広告取扱要領」に基づく条件等について承諾の上、下記のとおり申込みます。

記

1 掲載を希望するバナー広告	ファイル名				
	サイズ (ピクセル)	縦	横	容量	KB
2 添付媒体	メール、USBメモリ、CD、その他 () ※いずれも完全なウイルスチェックをしたもの				
3 リンクするホームページアドレス	http://				
4 掲載希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
5 連絡先	電 話				
	F A X				
	E-mail				
	担当者名				
6 その他	・風俗営業許可 (有 ・ 無) ※その他の届出 ()				
	・鴨川市の広告関連規定を遵守します。 ・鴨川市税等の滞納はありません。 ・鴨川市が市税等納付状況調査を行うことに同意します。				

【添付書類】

- 1 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- 2 画像データを印刷したもの

※この欄は記入しないでください。

審 査		備 考
審査日時	年 月 日	
結 果	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 否掲載	

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました鴨川市ホームページバナー広告の掲載について下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません (理由)
掲載期間	年 月 日から 年 月 日 (か月)
掲載料	円(円/月× か月) 広告掲載料の納入を 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の金融機関でお支払いください。
広告画像データ	広告画像データは、 年 月 日までに鴨川市企画総務部総務課秘書広報室広報広聴係に提出してください。
その他	(1) 指定された期日までに広告掲載料が納入されないときは、広告掲載の決定を取消します。 (2) 鴨川市ホームページ広告掲載要領第15条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取消します。

第3号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市公式ホームページ広告掲載決定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定した、鴨川市公式ホームページへの広告掲載について、次のとおり掲載の決定を取り消したので通知します。

記

取消理由